

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年5月29日付けで不
存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年5月15日付けで、埼玉
県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条
の規定に基づき、実施機関に対し「昭和45年度から平成27年度における〇〇〇
新聞〇〇高校生徒肖像権蹂躞事件に関する証拠・報告・対応・対処・調査・処分・
連絡・通報・判断・会議・協議・審議等についてのあらゆる情報の全部」の開示請
求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、平成27年5月29日付けで、本件開示請求に対する公
文書は作成していないとして、不存在を理由とした不開示決定（以下「本件処分」
という。）を行った。
- (3) 申立人は、平成27年6月8日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消を求め
て異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年9月4日に実施機関から条例
第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書（以下「理
由説明書」という。）の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年10月5日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

公文書不開示決定通知書に記載されている「開示しない理由」の内容は、虚偽であり、根拠がなくて、へ理屈であって、理由にならない。よって異議を申立てる。

(2) 異議申立ての理由

ア ○○○新聞に○○高等学校（以下「本件高校」という。）全日課程所属の女子生徒3人が本人と特定される顔面を含む制服姿で撮影された写真が掲載されているという事実は、本件高校が察知しており、認知しており、否定できるはずがない。

イ 本件高校は、公立高校であり政治的中立を義務付けられている。にもかかわらず、○○○○○○○○○○○○○○○○の機関紙に生徒が掲載されるということは、政治的中立を犯し、肖像権をじゅうりんする蛮行である。

ウ ○○○○○○○○○○○○○○○○○所属の組合員たる公務員は、写真撮影を勤務時間中にしていたのであれば、勤務時間に政治的中立を破り、しかも職務専念義務にも違反しているのだから、その罪状は悪質である。

4 実施機関の主張の要旨

本件開示請求に係る事件は発生しておらず、公文書は作成していないため不存在である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して実施機関が公文書を作成していないことを理由として行った公文書不開示決定である。

実施機関は、申立人の主張する本件開示請求に係る事件は発生しておらず、文書を作成していない旨主張する。

そこで、当審査会では、実施機関に対して意見聴取を行い、実施機関の当該理由

内容を事件ではないと認識している。このことについて、本件新聞の写真掲載について「事件」とであると主張しているのは申立人以外にないことから、本件開示請求に係る事件は発生しておらず文書の作成や保有もしていないという実施機関の説明は、是認できる。

実施機関が開示決定通知書の「開示しない理由」欄に「上記事件は発生しておらず、公文書は作成していないため」と記載したことについては、取得や保有もしていないことを記載すべきだったと思料されるが、対象公文書が不存在であるという事実には変わりがないことから、実施機関が行った公文書不開示決定は結論において妥当である。

なお、申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 9月 4日	諮問を受ける（諮問第281号）
平成27年 9月 4日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成27年10月 5日	実施機関から説明及び審議（第一部会第105回審査会）
平成27年11月 9日	審議（第一部会第106回審査会）
平成27年12月 7日	審議（第一部会第107回審査会）
平成28年 1月14日	答申